

## 設計業務委託契約書（案）

業務名 滋賀大学（あかね（附特））校舎改修II設備設計業務

業務委託料 金 円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、業務委託料に110分の10を乗じて得た金額である。

発注者 国立大学法人滋賀大学 契約担当役 理事 清廣 哲之 と受注者 との間において、上記の設計業務（以下「業務」という。）について上記の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別冊の設計業務仕様書等（以下「仕様書」という。）に基づいて、業務を完了する。

第2条 業務は において行うものとする。

第3条 業務の履行期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日

第4条 契約保証金は、 円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第5条 業務委託料（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき2回以内に支払うものとする。

第6条 業務委託料は、金 円以内の額を前払金として前払できるものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日の属する月末から起算して30日以内にするものとする。

第7条 業務委託料（前払金を含む。）の請求書は、滋賀大学施設管理課に送付するものとする。

第8条 完了通知書は、滋賀大学施設管理課に送付するものとする。

第9条 別記の設計業務委託契約要項第34条第6項、第50条第1項、第50条第3項、及び第52条第2項中の遅延利息率は、「年3%」である。

- 第10条 この契約についての細目は、国立大学法人滋賀大学契約事務取扱細則、及び別記の設計業務委託契約要項によるものとする。
- 第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、双方協議のうえ解決するものとする。
- 第12条 この契約に関する訴えの管轄は、滋賀大学所在地を管轄区域とする大津地方裁判所とする。
- 第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約書の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　彦根市馬場一丁目1番1号  
国立大学法人滋賀大学  
契約担当役 理事 清廣 哲之

受注者